

交対協だより

第144号 2023.3



INDEX

特集01P2

交通安全功労者等表彰式

特集02P3

令和4年中の
交通事故発生状況について

特集03P3

自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されます

トピック..... P4

- ・横断歩道での歩行者優先を動画でPR
- ・新入学児童に向けた交通安全チラシを作成
- ・シルバー・サポーター制度

寄附者ご芳名..... P5

お知らせ..... P6

- ・九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間
- ・春の全国交通安全運動を実施

埼玉県交通安全対策協議会（埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課内）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048-825-2011 FAX 048-830-4757



特集

01

令和4年度交通安全功労者等表彰式



埼玉県交通安全対策協議会表彰について

令和5年2月8日木曜日、午後2時から埼玉県民健康センター2階大ホールで令和4年度交通安全功労者等表彰式を開催しました。

主催者として埼玉県交通安全対策協議会会長である大野元裕埼玉県知事、鈴木基之埼玉県警察本部長、石井貴司埼玉県教育委員会副教育長が出席しました。

まず、主催者を代表して大野知事が挨拶を行い、受賞された皆様への長年の御尽力に対し、感謝の意を表しました。

続いて6つの部門ごとに表彰状の授与が行われました。受賞者のお名前が一人ずつ読み上げられ、大野知事から代表者に表彰状又は感謝状が手渡されました。

最後に受賞者を代表し、交通安全功労者表彰受賞者の吉川敏夫様が「交通安全宣言」を読み上げ、式典は終了しました。



「交通安全宣言」を読み上げる吉川様

83団体・個人を表彰

本年度は次の6部門で合わせて83の団体・個人が表彰されました。

① 交通安全功労者 37 名

交通安全のために顕著な功労のあった個人

② 交通安全功労団体 9 団体

交通安全のために顕著な功労のあった団体

③ 優良運転者 10 名

永年無事故・無違反を行い他の運転手の模範となっている優良運転者

④ 交通安全対策事業協力者 6 団体

交通安全対策事業への協力等、特に顕著な功績があった個人又は団体

⑤ 交通死亡事故ゼロ市町村 15 市町

交通安全対策を積極的に実施し、年間の交通死亡事故ゼロを達成した市町村

⑥ 交通安全推進市町村 6 市町

交通安全対策に積極的に取り組み、交通事故防止に尽力した市町村

特集

02

令和4年中の 交通事故発生状況について

▶ポイント 死者の約6割は高齢者、約5割が歩行者

1. 死者数104人 全国 8 位

令和4年中の埼玉県内の交通事故死者数は104人（前年比-14人）で、負傷者数は19,591人（前年比-286人）です。

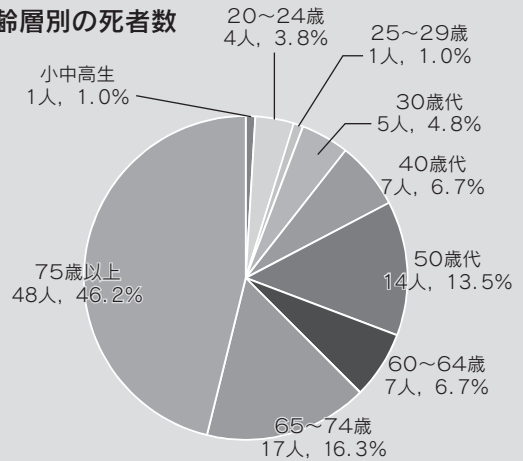
都道府県別の死者数は全国ワースト8位です。

ワースト	都道府県	死者数(人)	前年比(人)
1	大阪	141	1
2	愛知	137	20
3	東京	132	-1
4	千葉	124	3
5	兵庫	120	6
6	北海道	115	-5
7	神奈川	113	-29
8	埼玉	104	-14

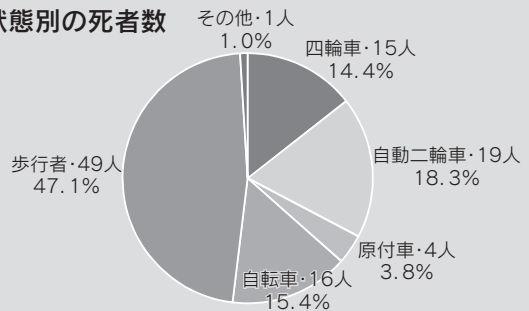
	人身事故(12月末現在)	
	件数(件)	負傷者数(人)
令和4年	16,577	19,591
令和3年	16,707	19,877
前年比	-130	-286
増減率	-0.8%	-1.4%

2. 交通死亡事故の特徴

年齢層別の死者数



状態別の死者数



特集

03

令和5年4月1日より 自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されます

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されます。（全利用者対象）

○道路交通法第63条の11

第1項 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。

第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

TOPICS

横断歩道での歩行者優先を動画でPR

道路交通法第38条で横断歩道での歩行者優先が定められています。

埼玉県では、そのルールが楽しく学べる動画をホームページで公開しています。

埼玉県交通安全劇場

～横断歩道での歩行者優先～

横断歩道での歩行者優先は交通ルールの基本ですが、信号機のない横断歩道でドライバーにこのルールが守られていない現状があります。こちらの動画ではアニメーションで横断歩道における基本的なルールを楽しく確認することができます。



TOPICS

新入学児童向けに交通安全のチラシを作成

令和5年度新入学児童向けに交通安全を呼びかけるチラシを作成しました。

歩行中に交通事故で亡くなったり、怪我をされたりした方を年齢別にみると、7歳・8歳が突出して多くなっています。

小学生になり、1人での行動範囲が広がる児童の交通事故防止を図るため、チラシを作成しました。

県内の学校を通じて新入学児童及び保護者へ配布します。

子供の交通事故防止には、家庭や学校のほか地域の見守りが不可欠です。



▲表面 児童向け
「どうろのやくそく」

裏面 保護者向け
「子供を交通事故から守るために」▶



TOPICS

シルバー・サポーター制度 ～協賛企業を募集しています～

シルバー・サポーター制度は、県警察が実施している運転免許自主返納者向け支援事業で、運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けた高齢者に対して、日常生活における支援（タクシー料金の割引等）を行い、自主返納を促す制度です。

この制度にご協力いただける企業を募集しています。
詳しくはこちらのページをご確認ください▶



シルバー・サポーター制度 パンフレット

寄附者ご芳名



©埼玉県

令和4年8月1日から令和5年1月31日までに、次の寄附が寄せられました。
(交通遺児等援護100円募金は除く) 紙面を借りて感謝申し上げます。

○交通遺児に対する寄附者

氏名または団体	住 所	寄付金額 (単位:円)
株式会社KADOKAWA 公益財団法人角川文化振興財団 様	所 沢 市	95,000
大館 正夫 様	所 沢 市	50,000
大野 幸子 様	川 口 市	6,890
川口地区安全運転管理者協会 様	川 口 市	100,000
(一財)関東陸運振興センター 様	さいたま市	1,000,000
交通五団体有志 様	さいたま市	14,469
(一財)コープみらい社会活動財団 様	さいたま市	100,000
越谷交通安全協会 様	越 谷 市	50,000
埼玉県軽自動車協会 様	上 尾 市	100,000
(一財)埼玉県交通安全協会 様	さいたま市	1,000,000
(一財)埼玉県交通安全教育協会 様	さいたま市	1,000,000
埼玉県自動車販売店協会 様	さいたま市	697,000
埼玉県道路使用適正化協会 様	さいたま市	50,000
(一社)埼玉県トラック協会 様	さいたま市	800,000
埼玉県トラック協会吉川支部 様	三 郷 市	100,000
埼玉県明乳事業協同組合 様	さいたま市	559,600

氏名または団体	住 所	寄付金額 (単位:円)
埼玉トヨタ自動車株式会社 様	さいたま市	500,000
(一社)生命保険協会埼玉県協会 様	さいたま市	200,000
(公社)東京電気管理技術者協会 様	さいたま市	370,000
富士見市交通安全母の会 様	富 士 見 市	17,170
株式会社武蔵野銀行 様	さいたま市	773,884
蘭生書道会 様	川 口 市	20,000
匿名希望者 様 2名		121,000

寄附金合計

交通遺児援護に対する寄附	7,725,013
--------------	------------------

○交通安全対策事業に対する寄附者

氏名または団体	住 所	寄付金額 (単位:円)
(一財)埼玉県交通安全教育協会 様	さいたま市	1,000,000
(一社)埼玉県乗用自動車協会 様	さいたま市	100,000

寄附金合計

交通安全対策事業に対する寄附	1,100,000
----------------	------------------

交通遺児援護基金について

当協議会では、県内在住の18歳以下の交通遺児等(交通事故により、死亡または重い障害を負った保護者に養育されている子供)を対象に援護金等を給付しております。

詳しくはHPをご確認ください。



▲埼玉県HP

▼給付の種類

	援護金	援護一時金
給付額	遺児1人につき 年額10万円	遺児1人につき 10万円(1回のみ)

※令和4年度の申請についてはすでに終了しております。

▼申請先

みずほ信託銀行 浦和支店
(〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-6-18
TEL 048-822-0191)

御寄附のお願い

当協議会では、交通遺児等及び交通安全対策事業に対するご支援をお願いしております。

【寄附の流れ】



▼寄附振込先

名義 埼玉県交通安全対策協議会事務局長

	振込先	手数料
交通遺児に対する寄附	郵便局(振込用紙) 事務局へご連絡ください	有料
	武蔵野銀行 県庁前支店 普通 113839	有料
	埼玉りそな銀行 県庁支店 普通 4759882	有料
交通安全対策事業に対する寄附	埼玉りそな銀行 県庁支店 普通 3507985	有料

※埼玉りそな銀行支店への振込は有人店舗ATM、10万円以下、硬貨100枚以下などの場合、手数料が無料になります。

お知らせ

九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間

1 実施期間

令和5年5月1日(月)～5月31日(水)

2 スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

3 重点目標

九都県市共通重点

- 自転車交通ルールの
遵守及びマナーの向上
- 自転車点検整備の促進



埼玉県重点

- 自転車乗用時のヘルメットの着用
- 自転車損害保険等への加入促進

令和5年春の全国交通安全運動

1 実施期間

令和5年5月11日(木)～5月20日(土)

2 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全・埼玉県

3 重点目標

全国重点

- (1) こどもを始めとする
歩行者の安全の確保
- (2) 横断歩行者事故等の
防止と安全運転意識
の向上
- (3) 自転車のヘルメット
着用と交通ルール遵
守の徹底



▲春の全国交通安全運動ポスター

埼玉県重点

- 自転車乗車時のヘルメット着用
- 横断歩道における歩行者優先の徹底

埼玉県交通安全対策協議会では 新規会員を募集しています！

埼玉県交通安全対策協議会は、県内の交通事故を防止するため、会員の皆様とともに、様々な取り組みを行っております。企業・団体様の参加をお待ちしております。

Q.会員の条件は？

A.原則として埼玉県内又は埼玉県を含むエリアで事業を展開されている企業・団体様が対象です

Q.会員としてどのようなことをしますか？

A.県や事務局からの交通安全情報を、従業員や取引先等の方へお知らせいただいております

Q.申し込み方法は？

A.入会申込書等の提出が必要で
詳細は事務局までお問い合わせください

Q.年会費などの会費負担はありますか？

A.会費負担はありません

Q.どんな特典がありますか？

A.こんな特典があります

- 交通事故に関する情報提供
・情報誌「交対協だより」
・「交通死亡事故非常事態宣言」等の発令のお知らせ
- 交通安全運動等のポスターやチラシの提供
- 啓発品の提供